○関東地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市信州新町里穂刈字上平沖三四九番二地先から同市信州新町里穂刈字穂刈沖四九八番一地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	長野市信州新町新町字西上町一〇六番一地先から同市信州新町新町字西上町一〇六番イ地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社安心確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	柳沼　正男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	柳沼　正男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字能生字古道八一九番一〇から同市大字能生字鱗七三四番一一まで	前	一八・六〇～三二・二〇メートル
	後	一三・七〇～二六・六〇メートル　〇・一八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第四百五十号七尾都市計画公園事業九・六・一号能登歴史公園

三　事業施行期間　自平成三年三月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第五百九十六号金沢都市計画公園事業五・五・五号金沢城公園

三　事業施行期間　自平成八年三月十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第五百九十六号及び平成二十二年北陸地方整備局告示第五号の事業地のうち、石川県金沢市丸の内地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字鳶ノ尾二〇二五番一から紀の川市神領字才ノ神一七四番九まで	一〇・七〇～一三・四〇メートル　一二・八七七キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十六年三月二十七日